

議案第 109 号

三次市行政組織条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 12 月 1 日

三次市長 福岡 誠志

三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）

（三次市行政組織条例の一部改正）

第 1 条 三次市行政組織条例（平成 16 年三次市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 地域共創部

第 2 条中第 9 号を第 10 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 支所部

第 5 条（見出しを含む。）中「地域振興部」を「地域共創部」に改める。

第 14 条を第 15 条とし、第 6 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（支所部の事務分掌）

第 6 条 支所部において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 支所の統括に関すること。

（三次市スポーツ推進審議会設置条例の一部改正）

第 2 条 三次市スポーツ推進審議会設置条例（平成 16 年三次市条例第 279 号）

の一部を次のように改正する。

第8条中「地域振興部地域振興課」を「地域共創部共生社会推進課」に改める。

(三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部改正)

第3条 三次市における法令遵守の推進等に関する条例（平成19年三次市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「，教育委員会教育次長」を「及び教育委員会教育部長」に改め，「及び三次市支所設置条例施行規則（平成16年三次市規則第5号）第3条に規定する支所長」を削る。

(三次市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 三次市職員の給与に関する条例（平成16年三次市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

課長の職務 支所次長の職務 会計管理者の職務
部長の職務 事務部長の職務 監の職務 支所長の職務

」を

「

課長の職務 支所長の職務 会計管理者の職務
部長の職務 事務部長の職務 監の職務

」に改める。

(三次市こども発達支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第5条 三次市こども発達支援センター設置及び管理条例（平成22年三次市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条中「子育て支援部子育て支援課」を「子育て支援部保育課」に改め

る。

(三次市青少年問題協議会条例の一部改正)

第6条 三次市青少年問題協議会条例（平成16年三次市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会文化と学びの課」を「教育部社会教育課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。